

旅費支払規程

1) 旅費は次の各料金を合算したものとする。

- ① 在来線、新幹線または航空機運賃
- ② 交通費(片道一律 1,500 円)
- ③ 宿泊費(一泊 15,000 円)

※計算の起点(出発地)は、原則勤務先所在地とする。

※開催地と同一都道府県内における旅行についての運賃は支給しない。

※新幹線(普通指定席、のぞみの利用可)または航空機運賃(普通席、往復割引運賃)については、経済的かつ効率的な通常の経路及び方法を、時刻表または旅費計算ソフト等を用いて計算する。

※事務局業務専従の従事者は、出発地から到着地および宿泊費の実費支給とする。

区分	対象	運賃	交通費	宿泊費
開催地同一 都道府県内	同一都道府県内	なし	片道 1,500 円	なし
開催地近郊	片道 100 キロ未満	在来線運賃	片道 1,500 円	なし
特急・急行利用	片道 100 キロ以上	特急・急行運賃	片道 1,500 円	15,000 円
新幹線利用	片道 100 キロ以上	新幹線運賃	片道 1,500 円	15,000 円
航空機利用	本州から 北海道・九州・四国・沖縄間 を移動する場合および 片道 500 キロ以上	航空機運賃	片道 1,500 円	15,000 円

参考:東京まで片道約 100 キロのエリア

高崎、甲府、熱海、宇都宮、水戸、館山、銚子など

参考:片道 500 キロ以上の区間

東京～広島、東京～岡山、仙台～大阪、青森～大阪、青森～名古屋、
青森～東京、東京～大阪、東京～金沢、東京～秋田など

2) 本規程により支払を受けるのは、以下の場合とする。

- ① 本学会の運営に係る理事会・委員会その他会合等の出席者。但し、社員総会および学術集会会期に付随して開催される会議・会合に出席する会員は、出席に要する延泊分の宿泊費のみ支払われる。
- ② 本学会が主催するセミナーの講師・司会。但し、社員総会および学術集会会期に付随して開催されるセミナーの講師・司会を担当する会員は、講演に要する延泊分の宿泊費のみ支払われる。
- ③ がん薬物療法専門医認定試験の試験監督・面接官。
- ④ 本学会活動に関連する学会、団体および本学会が共催する学会等に、本学会の代表として出席する会員。
- ⑤ 上記①～④の活動・事業を遂行・補助するために同行する事務局専従従事者。
- ⑥ 片道 500 キロ以上で、新幹線・航空機双方の利用が可能な場合は、原則新幹線とし、利便性に考慮して、受給者の申告により航空機の利用を認める。